

## 鹿児島県立短期大学教員懲戒処分の基準

[令和6年3月1日教授会決定]

この基準は、鹿児島県立短期大学教員処分規程に基づき、違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を教員が行った場合における鹿児島県立短期大学における懲戒処分の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。なお、この規程は、厳正な懲戒処分が行われること及び教員各自に公務員としての自覚と責任を強く促し、非違行為の発生抑止及び未然防止に資することを目的とし、本学の教員に適用するものである。

### 第1 基本事項

具体的な処分量定の決定に当たっては、以下に掲げる事項に留意し判断する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- (3) 非違行為を行った教員の職責はどのようなものであったか、その非違行為は職責との関係でどのように評価すべきか。
- (4) 学生、他の教員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- (5) 過去に非違行為を行っているか。

そのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に判断する。個別の事案の内容によっては、処分原案の量定を加重又は軽減して標準例に掲げる処分の種類以外とすることができる。

標準例に掲げる処分量定に加重することが考えられる場合として、以下のような例がある。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った教員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
- (3) 非違行為の大学内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。
- (6) 非違行為に関する調査に非協力的であるか、調査に支障をきたすような行為を行った時。

等がある。また、標準例に掲げる処分量定を軽減することが考えられる場合として、以下のような例がある。

- (1) 教員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
  - (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。
- 等がある。

また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、

これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としながら判断する。

なお、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、別途措置を行うことができる。

## 第2 標準事例

### 1 一般サービス関係

#### (1) 欠勤

ア 正当な理由なく 10 日以内の間、勤務を欠いた教員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間、勤務を欠いた教員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく 21 日以上の間、勤務を欠いた教員は、免職又は停職とする。

#### (2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教員は、戒告とする。

#### (3) 休暇の虚偽請求

特別休暇（私傷病休暇や看護休暇等）など承認を要する休暇について虚偽の請求をした教員は、減給又は戒告とする。

#### (4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱・私的な行為を繰り返し行う等により職務を怠り、又は職務遂行にあたって管理監督者等の指示に従わない等により職務の運営に支障を生じさせた教員は、減給又は戒告とする。

#### (5) 職場内秩序びん乱

ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を乱した教員は、停職又は減給とする。

イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を乱した教員は、減給又は戒告とする。

ウ 政治活動、宗教活動その他、これに類する行為により職場の秩序・風紀を乱した教員は、停職、減給又は戒告とする。

#### (6) 虚偽報告等

事実をねつ造して虚偽の報告等を行う又は故意に必要な報告等を怠った教員は、減給又は戒告とする。

#### (7) 重大な経歴詐称

重要な経歴を偽り、採用された教員は、免職とする。

#### (8) 秘密の漏えい等

ア 故意により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教員は、免職又は停職とする。

イ アの場合において、自らの不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教員は、免職とする。

ウ 具体的な指示、又は注意喚起された情報セキュリティ対策等を怠るなどの重大な過失により、職務上知ることのできた秘密を自ら紛失又は盗難紛失に遭うなどして公務の運営に支障を生じさせた教員は、減給又は戒告とする。

(9) 個人情報の漏えい等

ア 故意により職務に係る重要な個人情報を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教員は、停職又は減給とする。

イ 具体的な指示又は注意喚起された情報セキュリティ対策等を怠るなどの重大な過失により、職務上知ることのできた個人情報を紛失又は盗難紛失に遭うなどして公務の運営に支障を生じさせた教員は、減給又は戒告とする。

(10) 個人の情報の目的外収集と不当利用

ア 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教員は、減給又は戒告とする。

イ 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した教員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(11) 兼業等に係る手続きの怠り

許可を得ずに営利企業等に従事した教員、又は鹿児島県立短期大学兼職・兼業承認申請規程で規定する兼職・兼業の届出の手続きを怠り、兼職・兼業を行った教員は、減給又は戒告とする。

(12) 政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第 36 条第 1 項若しくは第 2 項又は教育公務員特例法第 18 条第 1 項の規定に違反して政治的行為を行った教員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第 36 条第 3 項又は教育公務員特例法第 18 条第 1 項の規定に違反して政治的行為を行うよう他の教職員に求める等の行為をした教員は、停職又は減給とする。

(13) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をした場合又は県若しくは市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を企てた場合又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合は、免職又は停職とする。

(14) 不適正な事務処理等

事務処理に適正さを欠き、公務の運営に支障を生じさせた場合又は県民等に損害を与えた場合は、減給又は戒告とする。

(15) 収賄等

ア 職務に関する行為の対価として供応接待若しくは財産上の利益を受けた教員又はその要求若しくは約束をした教員は、免職又は停職とする。

イ 利害関係者から金銭等の贈与を受けた教員又は無償で役務の提供を受けた教員は、停職又は減給とする。

ウ 利害関係者から供応接待を受けた教員又は利害関係者の負担で旅行、食事若しくは遊

戯等をした教員は、減給又は戒告とする。

- (16) ハラスメント行為(セクシュアル・ハラスメント, パワー・ハラスメント, アカデミック・ハラスメント, アルコール・ハラスメント, 妊娠・出産・育児休業・介護等に関するハラスメント等にあたる言動の総称をいう。以下, 同じ。)

ハラスメント行為をした教員は, 免職, 停職, 減給又は戒告とし, 処分量定の決定にあたっては, 下記の区分を参考に, 具体的な行為の態様, 悪質性等を考慮の上, 判断するものとする。

ア 暴行若しくは脅迫を用いたハラスメント行為, 又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いること等によりハラスメント行為をした教員は, 免職又は停職とする。

イ 繰り返しハラスメント行為をした教員は, 停職又は減給とする。この場合において, ハラスメント行為を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき等は, 当該教員は免職又は停職とする。

ウ 上記ア及びイに至らない程度のハラスメント行為をした教員は, 減給又は戒告とする。

## 2 県立短期大学の財産及び物品取扱い関係

### (1) 横領・窃取

県立短期大学の財産又は物品を横領又は窃取した教員は, 免職とする。

### (2) 詐欺

人を欺いて県立短期大学の財産又は物品を交付させた教員は, 免職とする。

### (3) 紛失・盗難

県立短期大学の財産又は物品の紛失又は重大な過失により盗難に遭った教員は, 戒告とする。

### (4) 設備・備品等損壊

故意に職場において県立短期大学の設備, 備品等を損壊した教員は, 減給又は戒告とする。

### (5) 失火・爆発

過失により職場において物品等の出火又は爆発を引き起こした教員は, 戒告とする。

### (6) 給与等の不適正受給

故意に法令に違反して給与等について故意に届け出を怠り若しくは虚偽の届出をするなどして不正に受給した教員は, 停職, 減給又は戒告とする。

### (7) 財産又は物品の不適正処理

自己の管理下にある県立短期大学の財産を流用するなど, 財産又は物品の不適正な処理をした教員は, 減給又は戒告とする。

### (8) コンピュータの不適正使用等

職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用又は情報セキュリティを損なう

行為を行ったことにより、職務の運営に支障を生じさせた教員は、減給又は戒告とする。

### 3 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用関係

#### (1) 研究活動の不正行為

ア 不正行為に関与し、研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な不正行為を行った教員は、免職とする。

イ 不正行為に関与し、不正行為があった研究に係る論文等の著者で、責任著者(監修責任者、代表執筆者又は当該論文等に関しこれと同等の責任を負うと認定された者をいう。以下、同じ。)である教員は、免職又は停職とする。

ウ 不正行為に関与し、不正行為があった研究に係る論文等の著者で、責任著者に該当しない教員は、停職又は減給とする。

エ 不正行為に関与したものの、アからウに該当しない教員は、減給又は戒告とする。

オ 不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任著者である教員は、減給又は戒告とする。

#### (2) 研究費の不正使用

ア 研究費を個人の利益を得るために私的に流用した教員又はそれに共謀した教員は、免職とする。

イ 行為の悪質性が高く、社会への影響が大きいと判断される研究費を不正使用した教員及びそれに共謀した教員は、免職又は停職とする。

ウ 行為の悪質性が低く、社会への影響が小さいと判断される研究費を不正使用した教員、又はそれに共謀した教員は、停職、減給又は戒告とする。

エ 虚偽その他不正な手段により研究費を受給した教員、又はそれに共謀した教員は、免職、停職又は減給とする。

オ 不正使用には直接関与していない研究代表者又は共同研究者等で、当該研究費の使用に係る善管注意義務に違反した教員は、減給又は戒告とする。

### 4 職務外非行関係

#### (1) 放火・殺人

放火又は人を殺した教員は、免職とする。

#### (2) 傷害

人の身体を傷害した教員は、停職又は減給とする。

#### (3) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教員が、人の身体を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

#### (4) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教員は、減給又は戒告とする。

(5) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教員は、免職とする。

(6) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させるか人を恐喝して財物を交付させた教員は、免職又は停職とする。

(7) 横領

ア 自己の占有する他人の物(短期大学の財産及び物品を除く。)を横領した教員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物など占有を離れた他人の物を横領した教員は、減給又は戒告とする。

(8) 賭博

ア 賭博をした教員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教員は、停職とする。

(9) 麻薬等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持し、使用又は譲渡した教員は、免職とする。

(10) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所(含、短期大学の敷地及び施設内。)や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教員は、減給又は戒告とする。

(11) 児童ポルノの所持等

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第7条に違反して児童ポルノの所持、提供、製造等をした教員は、免職又は停職とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為・盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において痴漢行為や盗撮行為をした教員は、停職又は減給とする。

5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転・飲酒運転ほう助

ア 飲酒運転をした教員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせた教員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした教員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせた教員は、免職又は停職(事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教員は、免職)とする。

ウ 自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた教員若しくは酒類を提供した教員、飲酒運転をすることを知りながら自動車等を提供した教員、飲酒運転をしていることを知

りながら同乗した教員又は同乗しない場合であってもそれを容認した教員は、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

この場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた教員は、減給又は戒告とする。この場合において事故後の措置義務違反をした教員は、停職又は減給とする。

(3) その他の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こし事故後の措置義務違反をした教員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行う際には、過失の程度や事故後の対応等も考慮の上判断するものとする。

## 6 体罰等関係

(1) 死亡等

体罰により学生を死亡させた場合又は重篤な後遺症を残す障害を負わせた場合は、免職又は停職とする。

(2) 傷害

ア 体罰により学生に重傷を負わせた場合は、停職又は減給とする。

イ 体罰の態様が特に悪質な場合又は体罰を常習的に行っていた場合は、上記アにかかわらず、免職又は停職とする。

(3) 不適切言動

ア 暴言等不適切な言動により学生に重大な精神的苦痛を与えた場合は、減給又は戒告とする。

イ 不適切な言動の態様が特に悪質な場合又は不適切な言動を常習的に行っていた場合は、上記アにかかわらず、停職又は減給とする。

(4) その他

体罰等により学生にけが等がない場合又はけが等の程度が軽い場合でも、過去に体罰等で措置などの注意指導を受けたことがある場合又は繰り返し体罰等を行うといった反復性が認められる場合は、減給又は戒告とする。

## 7 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

教員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた監督者は、減給又は戒告とする。

(2) 隠ぺい・黙秘等

教員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺい、黙認又は故意に必要な報告を  
け怠した監督者は、停職又は減給とする。

第3 施行年月日等

この基準は、令和6年3月1日から施行し、同日以後に行われる懲戒処分から適用する。



鹿児島県立短期大学教員懲戒処分の基準 標準事例一覧

1 一般勤務関係

違反内容	勤務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠く。			○	○
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠く。		○	○	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠く。	○	○		
2 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠く。				○
3 休暇の虚偽請求	特別休暇（私傷病休暇や看護休暇等）など承認を要する休暇について虚偽の請求をする。			○	○
4 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱・私的な行為を繰り返し行う等により職務を怠り、又は職務遂行にあたって管理監督者等の指示に従わない等により職務の運営に支障を生じさせる。			○	○
5 職場内秩序びん乱	ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を乱す。		○	○	
	イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を乱す。			○	○
	ウ 政治活動、宗教活動その他これに類する行為により大学内の秩序・風紀を乱す。		○	○	○
6 虚偽報告等	事実を捏造して虚偽の報告を行う、又は故意に必要な報告等を怠る。			○	○
7 重大な経歴詐称	重要な経歴を偽り、採用される。	○			
8 秘密の漏えい等	ア 故意により職務上知ることのできた秘密を洩らし、公務の運営に重大な支障を生じさせる。	○	○		
	イ アの場合において、自らの不正な利益を図る目的で秘密を漏らす。	○			
	ウ 具体的な指示、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠るなど重大な過失により、職務上の秘密が漏えいし、公務に重大な支障を生じさせる。			○	○
9 個人情報の漏えい等	ア 故意により職務に係る重要な個人情報を漏らし、公務の運営に支障を生じさせる。		○	○	
	イ 具体的な指示又は注意喚起された情報セキュリティ対策等を怠るなどの重大な過失により、職務上知ることのできた個人情報を紛失又は盗難紛失に遭うなどして公務の運営に支障を生じさせる。			○	○
10 個人の情報の目的外収集と不当利用	ア 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する。			○	○
	イ 職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用する。	○	○	○	○
11 兼業等に係る手続きの怠り	許可を得ずに営利企業等に従事する、又は鹿児島県立短期大学兼職・兼業承認申請規程で規定する兼職・兼業の届出の手続き等を怠り兼職・兼業を行う。			○	○
12 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行う。			○	○
	イ 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう他の教職員に求める等の行為を行う。		○	○	
13 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を行う、又は県若しくは市町村の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行う。			○	○

	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為を企てる、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおる。	○	○		
14 不適正な事務処理等	事務処理に適正さを欠き、公務の運営に支障を生じさせる、又は県民等に損害を与える。			○	○
15 収賄等	ア 職務に関する行為の対価として供応接待若しくは財産上の利益を受ける、又はその要求若しくは約束をする。	○	○		
	イ 利害関係者から金銭等の贈与を受ける、又は無償で役務の提供を受ける。		○	○	
	ウ 利害関係者から供応接待を受ける、又は利害関係者の負担で旅行、食事若しくは遊戯等をする。			○	○
16 ハラスメント行為 (セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護等に関するハラスメント等にあたる言動の総称をいう。)	ハラスメント行為をした教員は、免職、停職、減給又は戒告とし、処分量刑の決定にあたっては、下記の区分を参考に、具体的な行為の態様、悪質性等を考慮の上、判断する。	○	○	○	○
	ア 暴行若しくは脅迫を用いたハラスメント行為、又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いること等によりハラスメント行為をする。	○	○		
	イ 繰り返しハラスメント行為をした教員は、停職又は減給とする。この場合において、ハラスメント行為を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき等は免職又は停職とする。	○	○	○	
	ウ 上記ア及びイに至らない程度のハラスメント行為をする。			○	○

## 2 県立短期大学の財産及び物品取扱関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 横領・搾取	県立短期大学の財産又は物品を横領又は窃取する。	○			
2 詐取	人を欺いて県立短期大学の財産又は物品を交付させる。	○			
3 紛失・盗難	県立短期大学の財産又は物品の紛失又は重大な過失により盗難に遭う。				○
4 設備・備品等損壊	故意に職場において県立短期大学の設備、備品等を損壊する。			○	○
5 失火・爆発	過失により職場において設備や物品等の出火又は爆発を引き起こす。				○
6 給与等の不適正受給	故意に法令に違反して給与等について故意に届け出を怠り若しくは虚偽の届出をするなどして不正に受給する。		○	○	○
7 財産又は物品の不適正処理	自己の管理下にある県立短期大学の財産を流用するなど、財産又は物品の不適正な処理をする。			○	○
8 コンピュータの不適正使用等	職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用又は情報セキュリティを損なう行為を行ったことにより、職務の運営に支障を生じさせる。			○	○

### 3 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 研究活動の不正行為	ア 不正行為に関与し、研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な不正行為を行う。	○			
	イ 不正行為に関与し、不正行為があった研究に係る論文等の著者で、責任著者(監修責任者、代表執筆者又は当該論文等に関しこれと同等の責任を負うと認定された者をいう。以下、同じ。)である。	○	○		
	ウ 不正行為に関与し、不正行為があった研究に係る論文等の著者で、責任著者に該当しない。		○	○	
	エ 不正行為に関与したものの、アからウに該当しない。			○	○
	オ 不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任著者である。			○	○
2 研究費の不正使用	ア 研究費を個人の利益を得るために私的に流用、又はそれに共謀する。	○			
	イ 行為の悪質性が高く、社会への影響が大きいと判断される研究費を不正使用、又はそれに共謀する。	○	○		
	ウ 行為の悪質性が低く、社会への影響が小さいと判断される研究費を不正使用、又はそれに共謀する。		○	○	
	エ 虚偽その他不正な手段により研究費を受給、又はそれに共謀する。	○	○	○	
	オ 不正使用には直接関与していない研究代表者又は共同研究者等で、当該研究費の使用に係る善管注意義務に違反する。			○	○

### 4 職務外非行関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 放火・殺人	放火又は人を殺す。	○			
2 傷害	人の身体を傷害する。		○	○	
3 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをしたが、人の身体を傷害するに至らなかった。			○	○
4 器物損壊	故意に他人の物を損壊する。			○	○
5 窃盗・強盗	ア 他人の財物を搾取する。	○	○		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する。	○			
6 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させるか人を恐喝して財物を交付させる。	○	○		
7 横領	ア 自己の占有する他人の物(短期大学の財産及び物品を除く。)を横領する。	○	○		
	イ 遺失物など占有を離れた他人の物を横領する。			○	○
8 賭博	ア 賭博をする。			○	○
	イ 常習として賭博をする。		○		

9 麻薬等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、使用又は譲渡する。	○			
10 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所（含、短期大学の敷地及び施設内。）や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をする。			○	○
11 児童ポルノの所持等	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第7条に違反して児童ポルノの所持、提供、製造等をする。	○	○		
12 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をする。	○	○		
14 痴漢行為・盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において痴漢行為や盗撮行為をする。		○	○	

### 5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 飲酒運転・飲酒運転ほう助	ア 飲酒運転をする。この場合において、人を死亡させるか人に重篤な傷害を負わせる。	○	○		
	イ 酒気帯び運転をする。この場合において、人を死亡させるか人に重篤な傷害を負わせる。	○	○	○	
	ウ 自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧める若しくは酒類を提供する。飲酒運転をすることを知りながら自動車等を提供する若しくは飲酒運転をしていることを知りながら同乗する、又は同乗しない場合であってもそれを容認する。	○	○	○	
2 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせる。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする。	○	○	○	○
	イ 人に傷害を負わせる。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をする。		○	○	○
3 その他の交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こし、事故後の措置義務違反をする。		○	○	○

### 6 体罰等関係

違反内容	服務義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 死亡等	体罰により学生を死亡させる、又は重篤な後遺症を残す傷害を負わせる。	○	○		
2 傷害	ア 体罰により学生に重症を負わせる。		○	○	
	イ 体罰の態様が特に悪質か又は体罰を常習的に行う。	○	○		
3 不適切言動	ア 暴言等不適切な言動により学生に重大な精神的苦痛を与える。			○	○
	イ 不適切な言動の態様が特に悪質か又は不適切な言動を常習的に行う。		○	○	

4 その他	体罰等により学生にけが等がない又はけが等の程度が軽い、若しくは過去に体罰等で注意指導を受けたことがある又は繰り返し体罰等を行うといった反復性が認められる。			○	○
-------	---	--	--	---	---

## 7 監督責任関係

違反内容	サービス義務違反詳細	懲戒等基準			
		免職	停職	減給	戒告
1 指導監督不適正	教員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠く。			○	○
2 隠ぺい・黙認等	教員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺい、黙認又は故意に必要な報告を怠る。		○	○	